

誓 約 書

下記1の町の事務又は事業等（以下「町の事務等」という。）について、佐用町暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団及び暴力団員排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、佐用町長が本誓約書写し及び下記2(3)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること並びに佐用町長が警察署長に下記2(1)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を佐用町長が他の町の事務等において暴力団及び暴力団員を排除するために利用し、又他の町の事務等の担当者に提供することについて同意する。

記

1 町の事務又は事業等
公有財産処分等契約 行政財産の使用許可 指定管理者の指定 その他（ ）

2 誓約事項

- (1) この誓約をする者（以下「誓約者」という。）は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第2号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者
- (2) 誓約者が前号のほか町の事務等に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の佐用町長者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 佐用町長が、誓約者が暴力団及び暴力団員等に該当するのかを確認するために、その役員等（誓約者が、個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、誓約者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を佐用町長に提出すること。
- (4) 誓約者は、町の事務等に関し、暴力団及び暴力団員等から妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、佐用町長に報告し、又は警察に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

令和 年 月 日

佐用町長 様

(誓約者)
住 所
(所在地)

氏 名
〔法 人 名〕
〔代表者名〕

印

※法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

佐用町暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいづれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいづれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

（以下省略）

役員一覧表 (誓約書2(3)関係)

記載方法

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
 - ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約事務等を行う事務所の代表者を記載してください。
 - ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
 - ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
 - ⑤ 同一の内容であれば任意の様式での提出も可とします。